

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

7

[令和8年]**2026**

No.387



若草山 山頂

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

新たな防災気象情報に関するリーフレット

令和8年5月29日から運用開始

防災気象情報リーフレット

日：令和8年6月19日(金)
場所：下市町役場



▲総務課の皆様

防災気象情報リーフレットは、7月号の広報誌に同封して配布されます。

防災気象情報と「警戒レベル」で 災害に対してとるべき行動を確認できます

情報を確認して、自分の命を守るための行動を選びましょう

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民の方々がとるべき行動」を5段階で示したもので、「行動を促す情報」(警戒レベル相当情報)と関連づけられたものです。

市区町村から「警戒レベル3高齢者等避難」や「警戒レベル4避難指示」が発表された際には速やかに避難行動などをとってください。また、避難指示などが発表されていなくても、警戒レベル3や警戒レベル4に相当する防災気象情報が発表された際には、キミクルや河川の水位情報なども参考にして、自ら避難の判断をしてください。

自宅外に避難するのが危険な状態になった場合には、自宅の上の階や、近くの頑丈な建物の上の階など、その時点でいちばん安全な場所へ避難することが大切です。

防災気象情報がわかりやすくなります (令和8年5月29日から運用開始)

- 警戒・注意報の情報の前に「レベル」が付けられます
 - 河川氾濫・決壊などの危険度の低め方が変わります（氾濫特別警戒の新設など）
 - 「警戒レベル4相当情報」は「危険警戒」として発表されます
- 避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安がわかりやすくなります。ただし、対象とする河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮などの種別によって、リードタイムや発表される頻度も異なりますので、注意が必要です。

● この表を壁などに貼り、いつでも情報を確認できるようにしておきましょう。



警戒レベル4までに危険な場所から全員避難を完了させます。

警戒レベル3までに高齢者など避難に時間がかかる人は避難を完了させます。



防災気象情報					
警戒レベル	(警戒レベルごとの) 避難を促す情報 住民等がとるべき行動等	警戒レベル相当情報	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や土石流
5	【緊急安全確保（市区町村が発表）】 命の危険 直ちに安全確保！	警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警戒	レベル5 大雨特別警戒	レベル5 土砂災害特別警戒
〈警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！〉					
4	【避難指示（市区町村が発表）】 危険な場所から全員避難	警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警戒	レベル4 大雨危険警戒	レベル4 土砂災害危険警戒
3	【高齢者等避難（市区町村が発表）】 避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など	警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警戒	レベル3 大雨警戒	レベル3 土砂災害警戒
2	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）	警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報
1	災害への心構えを高める	警戒レベル1	早期注意情報		

資料：気象庁

災害が発生する前に！ハザードマップを確認

ハザードマップとは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域や、土砂災害によって危険性が認められる区域、指定緊急避難場所などが掲載された地図です。事前に確認し、避難行動に役立てましょう。

国土交通省のハザードマップポータルサイト（<https://disaportal.gsi.go.jp/>）は、全国のハザードマップなどを見ることができます。また、各自治体の窓口では、紙のハザードマップも配布されています。



防災気象情報は、こんな方法で知ることができます

- テレビ・ラジオ
- インターネット
- 自治体の防災無線
- 防災メール・防災アプリ
- 気象庁のホームページ

あらかじめ情報入手の手段を確認しておきましょう



新たな防災気象情報に関するリーフレット	巻頭
定時総会 奈良県トラック協会	2
通常総会 陸運労災防止協会奈良県支部	5
理事会	6
貨物自動車運送事業安全性評価事業説明会	7
法令遵守セミナー	8
防災気象情報リーフレット	11
高速道路での交通事故防止啓発活動	12
奈良マラソン実行委員会来訪	13
奈良働き方改革推進支援センター来訪	14
貨物集配中の車両に対する駐車許可に感謝の声	15
通常総会奈良支部	16

■ 近畿総合通信局から	近畿総合通信局からのお知らせ	17
-------------	----------------	----

■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して	18
	軽油価格調査集計表(2026年4月)	19

■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには	20
---------	----------------	----

■ 奈ト協から	事業用自動車事故事例No.131	22
	KIT事業の案内	23
	トラックドライバー競技会出場選手募集について	24
	トラックの構造上の特性	26
	7月・8月の行事(予定)表	27
	適正化事業・巡回指導報告書	28
	近代化基金融資推薦申込み公募要綱	29

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	30
------------	---------------	----

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	32
-------------	----------------	----

■ 奈良県から	令和8年度夏の交通事故防止運動の推進について(抜粋)	33
---------	----------------------------	----

■ 陸災防から	STOP !! 熱中症	34
---------	-------------	----

定時総会来賓紹介	巻末
----------	----

公益社団法人 奈良県トラック協会 第53回定時総会

日時：令和8年5月27日(水) 午後1時～

場所：ホテル日航奈良

会員総数 515名 出席者 400名 (委任状 275名 議決権行使書 53名 含む)

(最終)



輸送の安全を最優先課題として



▲塚本会長

塚本会長は冒頭、近畿運輸局や奈良労働局、奈良県、奈良県警察など各行政機関への謝意を述べ、「トラック運送業界は、『安全で安心な輸送サービスを提供し続けること』が社会的使命であり、常に『安全』を最優先課題として位置づけながら事業を展開しなければならない。事業

用トラックによる飲酒運転事故が依然として発生しており、行政機関の協力を得ながら諸対策を講じて参りたい」として、今年度の議事進行について協力を呼びかけました。

総会

(1)議長選出

定款第19条により、塚本会長を議長に選出。

(2)定足数の報告

定款第21条に基づく過半数の出席があるため、本総会は有効に成立していることを報告。

(3)議事録署名人の選任

定款第24条により、塚本議長、奥田幸一理事（奈良県合同陸運株式会社）、原口美咲子理事（原口運輸商事株式会社）を選任。

(4)議事

第1号議案

令和7年度事業報告及び決算承認に関する件 監査報告。

第1号議案について中林専務理事より事業報告、松村常務理事より決算報告が行われたあと、壺井監事から監査報告があり、第1号議案承認。

第2号議案

役員の選任に関する件

定款第25条による理事を選任する規定を松村常務理事

から説明。4月28日に開催された役員選考委員会において推薦された理事候補者3名を承認。

(5)報告

①令和8年度事業計画及び収支予算に関する件

定款第46条により理事会の承認済みであり、総会資料の通りであると報告した。



新理事に就任した各氏



▲佐藤弘一氏
(近物レックス株式会社)



▲眞田寛和氏
(日本通運株式会社)



▲廣瀬成人氏
(誠運輸株式会社)

優良従業員表彰

運転者40名、一般従業員16名を会長表彰

優良従業員の表彰は、会員事業者から推薦された成績優秀で他の従業員の模範となる運転者及び一般従業員の方々を（公社）奈良県トラック協会の会長名で表彰するものです。運転者部門は40名、一般従業員部門は16名の方々が表彰され、代表して田上努氏（㈱葛建設）が表彰状を授与されました。



▲代表して優良運転者表彰状を受ける田上努氏

来賓の方々から祝辞をいただきました。

《近畿運輸局 西野 光 自動車交通部長》



政府においては2030年度までの期間を物流革新の集中改革期間と位置づけ、今年3月に策定した総物流施策大綱に基づいて適正な運賃収受等に向けた価

格転嫁の円滑化と取引環境の適正化、トラック適正化二法を通じたトラック運送業界全体の構造転換の推進などの取り組みを進めているところ。国土交通省として適正運賃の収受とドライバーの待遇改善を図るため昨年4月に施行された物流改正法に基づき契約内容の運送契約締結時等における書面交付や実運送体制管理簿の作成による運送体制の可視化などを進めてきた。さらに今年4月からは違法な白トラを利用した荷主等への罰則も強化された。近畿運輸局管内

において46名のトラック物流Gメン調査員が活躍しており、これまでも荷主等へのヒアリングや啓発、公正取引委員会と連携したパトロールなどを実施してきた。引き続き関係機関と連携して、こうした制度の周知徹底に努め、違法な白トラへの対応も含めてこれらの取り組みを着実に進めることで取引環境の適正化を図り、ドライバーの賃金確保と業界全体の質の向上につなげてまいりたい。

《奈良県 野田康彦 産業部次長》



平素の産業政策全般について県として企業の皆様の声を聞いて必要な施策を実施していく方法で取組んでいる。産業政策のパッケージ2026というのを今年

つくって、様々な企業の支援策を展開している。賃上げのニーズは高く、県では賃上げの環境を整えるため、生産性の向上や製品サービスを良くするための投資をする場合に一定の補助をする事業を実施する。また物価水準を超える賃上げを実施した企業に対しては給付金の支給という事業も実施。県のホームページや商工団体を通じて周知するので是非、活用いただきたい。その他、事業の多角化であるとか事業承継のことも相談やサポートを県の事業として実施

している。県の生活を支えて頂いているトラック運送業界の方々にはこうした事業を活用して、この状況を乗り切っていただきたい。

《奈良県警察本部 山村和久 交通部長》



昨年の県下の交通情勢について交通事故死者数が25人、人身事故の件数が2,644件になり、一昨年と比べていずれも増加に転じた。昨年の交通死亡事故の

特徴は高齢者の割合が高いことと歩行中の事故が多い。県警察では悲惨な事故を1件でも減らすために交通安全教育や交通指導取締りなど様々な交通事故抑止対策に取り組んでいる。ただ県警察だけでそれらに取組むことには限界がある。奈良県トラック協会のみなさんや関係機関、団体のお力添えが必要不可欠。なお車両整備に関して本年2月に県警では捜査本部を設けて、不正車検事案を検挙した。現在捜査中ではあるが保安基準に適合しない不正改造の大型貨物自

動車を必要な整備をせず不正に車検を通す、いわゆる「通し車検」等行っていた。不正車検は制動装置の不具合の見逃しなどによって重大事故を引き起こす危険性があるだけでなく、適正に行っている事業者への悪影響や運送業界の信頼性の低下にもつながる。県警としては道路交通の安全確保のため今後も不正事業者の排除に向けて取り組んでいきたい。不正車検を行う事業者がいるなどの情報があれば県警までご一報をいただきたい。

陸運労災防止協会奈良県支部 第64回通常総会

日時：令和8年5月27日(水) 午後2時10分～
場所：ホテル日航奈良

会員総数 514名 出席者 373名 (委任状 301名 含む)

(最終)



来賓の方から祝辞を頂きました。

安全で安心して働ける職場環境を 《奈良労働局 米村祐規 労働基準部長》

奈良県における令和7年の労働災害発生状況を見ると道路貨物運送業では死亡者は前年に引き続き0人を維持し、休業4日以上死傷者数は109人で対前年比15人、12.1%の減となった。しかし死傷者のうち約8割は荷役作業中に被災しており、荷役作業の災害防止対策が課題となっている。加えて今年4月の改正労働安全衛生法の施行に

より、高年齢労働者の労働災害防止対策が事業者の努力義務となった。昨年の道路貨物運送業の被災者のうち60才以上の高年齢労働者は3割を占めており、新たに定められた高年齢者の労働災害防止のための指針に基づく適切な措置の実施についても対応をお願いしたい。これからの季節は熱中症対策も重要。昨年6月施行の改正省令により、

義務となった熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた場合の報告体制の整備、重篤化防止の必要な措置手順の作成、作業従事者への周知の措置について適切な対応をお願いしたい。各事業場のすべての労働者の方々と認識を共有いただき自主的な安全管理活動に率先して取り組んでいただきたい。

議事

1. 定足数の報告

過半数の出席があるため、本総会は有効に成立していることが報告されました。

2. 議事録署名人の選任

塚本支部長が議長を務め、議事録署名人に東口監事を選任し、承認されました。

3. 議事

第1号議案

令和7年度事業報告及び収支決算報告の件 監査報告

事務局から令和7年度事業報告及び収支決算報告が行われたあと、東口監事より「事業報告書・収支決算

書及び貸借対照表について諸帳簿並びに証拠書類と対照監査の結果、適法正確であることを認めます」と報告があり、承認されました。

第2号議案

令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件

事務局から令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

陸上貨物運送事業労働災害防止5か年計画の目標達成に向け、安全衛生に関する実践的な研修、改善基準告示の周知徹底、熱中症予

防・健康確保対策へ取り組んでいくと説明があり、承認されました。

主要対策は次の通り。

- ①荷役運搬作業の安全の確保
- ②交通労働災害の防止
- ③健康確保対策の推進
- ④事業場の安全衛生水準向上の取組の推進
- ⑤安全衛生教育の実施
- ⑥安全衛生意識の高揚
- ⑦関係機関等との連携強化
- ⑧協会活動・組織の充実強化等

第305回 理事会

日時：令和8年5月27日(水) 午前11時30分～

場所：ホテル日航奈良

理事総数 26名 出席 22名 欠席 4名

総会の議事進行等について

冒頭、塚本哲夫会長は「一昨日、全ト協の坂本最高顧問と電話で話したところ暫定税率の件、奈良県のみなさんに動いて

いただいたおかげでうまくいった。奈良県の理事、役員のみなさんによりしくお伝えいただきたいとお礼を述べておられた。

今日は長丁場になるが最後までよろしくお願いしたい」とあいさつ。議事に入りました。



議 事

審議事項は次の通りです。

- (1) 会員の入会（案）について
⇒ 承認

新たに2社入会されました

- 株式会社大弘運輸
奈良市後藤町1番地の2
- 株式会社キタモク
吉野郡吉野町大字橋屋202番地の12

報告事項は次の通りです。

- | | | |
|--|--|--|
| <p>(1) 第53回定時総会の議事進行について
第53回定時総会のタイムスケジュール、来賓、会長表彰、議事等の次第について事務局から報告。</p> | <p>(2) 令和8年度役員選考委員会の報告について
去る4月28日の令和8年度役員選考委員会で理事候補者として3名を定時総会に推薦することを報告。</p> | <p>(3) 令和8年度第2回交付金運営委員会について
令和8年度近代化基金融資推薦申込み公募要綱の全ト協、奈ト協の内容を報告。</p> |
|--|--|--|

出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝塚本 副会長＝中・萩原・西川（直）・吉岡（幹） 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝廣瀬
専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝谷口・中西・山口（秀）・吉岡（正）・奥田・乾・中谷・辻本・辰巳（貴）・森本・櫻本・鳥山・原口・山口（滋）・笠見

2026年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業説明会

日時：令和8年6月5日(金) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加：26名

GマークのWeb申請

交通法規の順守徹底や安全運転指導などに積極的に取り組む企業に対して優良事業所としての認証を付与する全日本トラック協会（全ト協）の「Gマーク認定」の今年度申請受付が7月1日から始まります。これに先立ち、全ト協のホームページ上からオンライン申請する方法などについての説明会を実施しました。

2003年からスタートしたGマーク制度は、社会のコンプライアンス意識の高まりなどを背景に、認定事業所数は近年、右肩上がりが増加。初年度2000程度（全国事業所の2.5%）から昨年度には2万9254（同約34.4%）にまで拡大しています。こうした流れを受け県内でも「荷主の獲得競争が激化する中、少しでも自社の企業価値を高め

たい」などとして制度への関心が高まっています。

説明は全ト協が作成したGマーク制度申請説明動画により解説。（YouTubeで視聴可能）新規申請と4パターンある更新手続きのそれぞれの相違点のほか、法令順守や事故・違反の状

況、ドライバーへの指導・教育など安全性に対する取り組みといった認定の際に採点対象となる評価項目のポイントなどについて詳細に説明。終了後は、全ト協のGマーク担当者による参加者個別の相談も行われました。



申請手続きの方法等について

Web申請システムは6月1日から稼働しており、Web上で申請書を作成できる仕組みになっています。申請は全ト協のHPを表示し「Gマーク」のコーナーをクリックし、申請システムに進むことで行えます。

評価項目は①「安全性に対する法令順守の状況」（配点40点）②「事故や違反の状況」（配点40点）③「安全性に対する取組の積極性」（配点20点）で認定には合計80点以上が必要。また最低得点ライン（基準点、①32点②21点③12点）が設けられて

います。③の項目については、Web申請システムでの申請はできず、申請に必要な書類の写しを直接、各地方実施機関（全ト協等）の窓口へ提出。書類の提出は郵送も可能（7月14日必着）。一方、①の項目のみの審査を求める「更新B方式」、①の評点が前回、満点の40点で、①③の評点は前回のものと判定する「更新E方式」については全項目でWeb申請ができます。

6月2日から稼働するWeb申請。全ト協のホームページからWeb申請に進み、作成後は

一時保存が可能。申請期間は7月1日(水)0時～7月14日(火)24時迄で、その期間に申請ボタンを押す。



▲説明会終了後、個別に相談

法令遵守セミナー

日時：令和8年6月17日(水) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：55名

(公社) 奈良県トラック協会では、関係する行政機関の協力を得て、輸送の安全確保、交通事故防止、労働災害防止、法改正などの法令遵守について理解を深めるためのセミナーを実施しました。主な内容は以下の通りです。



《中小受託取引適正化法（取適法）について》

講師：公正取引委員会 近畿中国四国事務所 取引適正化管理官 山本大輔 氏



▲山本大輔 氏

協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押し付ける商習慣を一掃していくことで取引を適正化するため「下請

法」を「取適法」として改正した。資本金の3億円基準に加えて、従業員数300人（役務提供委託は100人）の区分を新設し、手形払等の禁止などが盛り込まれている。令和8年1月に施行された。発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引も取適法の対象となる新たな類型として追加。再委託を対象に加えたことで運送事業者間でも委託があれば規制の対象になる。また中小受託事業者の利益保護のため、以下4つの義務が

委託事業者に課せられる。①発注内容を明示（発注書の交付）、②取引に関する書類等を作成・保存（2年）、③支払期日（受領後60日以内）を定める、④遅延利息（14.6%）の支払い。

委託事業者には代金の支払遅延や協議に応じない一方的な代金決定を禁止するなど11項目の禁止行為を定めている。取適法違反被疑に対する申告や相談窓口も設けているので利用してほしい。

《改正道路交通法について》

講師：奈良県警察本部 交通部 交通企画課 企画担当補佐 警部 畠山喜裕 氏

奈良県内の交通事故は、過去10年のデータで見ると、人身事故の件数と死者数は減っているが、全事故件数に対する高齢者の割合は増えている。令和7年中では人身事故件数2,644件、死者数25人で死者数は戦後統計史上2番目に少ない。そのうち約5割は高齢者。自転車乗車中と歩行中の事故がともに最多。追突と出会い頭の事故が多い。

令和6年の改正道路交通法では、自転車の罰則が強化された。

自転車の運転中における携帯電話使用等及び酒気帯び運転を禁止するとともに罰則規定を整備。令和8年4月からは自転車に対する交通反則通告制度（青切符）を適用する。今までの違反処理（刑事手続）では後日の出頭や前科が付く可能性もあったが悪質な違反でない限り、青切符に変わることによって処理が簡素化される。

車と自転車との関係では車道における自動車等と自転車等の



▲畠山喜裕 氏

側方接触防止のため、自動車等が自転車等を追い越すときは、少なくとも1m程度の間隔をあげるか、時速20kmから30km程度

で運転する事が目安とされる。
令和8年9月から主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や中央分離帯がない

道路（生活道路）の法定速度を60km/hから30km/hに引き下げることになっている。指定速度の表示がない限り、中央線の

無い道路では法定速度30km/hと理解してほしい。但し広域道路や農免道路は中央線があっても30km/hなのでご注意を。

生活道路における自動車の法定速度の引き下げ【令和8年9月1日に施行】

中央線や中央分離帯がない

道路標識による最高速度指定

40	現行	令和8年9月1日以降（一般道路）	
ある	指定速度	指定速度（道路標識等による指定速度を遵守）	
ない	法定速度60km/h	中央線 ある	法定速度60km/h
		中央線 ない	法定速度30km/h

《改善基準告示について》

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 専門監督官 奥田亮太郎 氏



▲奥田亮太郎 氏

時間外労働の上限規制にあわせて告示された改善基準告示。脳疾患や過労運転による事故防止のため、今の働き方にあわせ

て告示された。1年の拘束時間は3,300時間以内、1か月の拘束時間は284時間以内となっているが、労使協定により延長することはできる。1日の拘束時間の上限は16時間から15時間になった。連続運転時間については4時間以内に4時間運転したら30分以上（3回までの分割可）の運転の中断（休憩）が必要。ただし災害や事故等予期し得ない事象に遭遇した場合は1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、

連続運転時間から、予期し得ない事象への対応時間を除くことができる。こうした告示を守るためには荷主の協力ができない。令和4年から厚生労働省では「長時間の荷待ち」の改善に向けて、発着荷主等に対する「要請」等の取り組みをしている。尚、労働基準監督署では労務管理のアドバイスも個別訪問により無料で行っているのを利用してほしい。

《労働安全衛生法の改正について》

講師：奈良労働局 労働基準部 健康安全課 健康安全係 中西雄大 氏

令和8年4月に施行された労働安全衛生法の改正では注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含めるとしている。従業員に加えて同じ場所で働く個人事業者も措置の対象になる。令和9年4月からは3業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷

の搬出入作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者に作業間の連絡調整等の措置を求める枠組みが創設される。また令和9年1月から業務上災害報告制度が施行される。個人事業者等の業務上の死傷災害（死亡又は休業4日以上）について、労働基準監督署に遅滞なく報告することが義務化される。個人事業



▲中西雄大 氏

者等が死亡した場合等は災害発

生場所における直近上位の注文者（特定注文者）等が報告することになる。法人であっても労働者を使用しない事業主や役員も含めて保護を図ることを目的

としている。厚生労働省では令和8年2月、高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定。事業者に職場環境の改善など必要な

措置を講じることを努力義務として提示し、取組みにかかる経費の一部を補助する制度も設けている。

《総合物流施策大綱・トラック適正化二法について》

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 東晃一郎氏



▲東晃一郎氏

人手不足により令和12年度には物流の34%が運べなくなるという試算も出ている。総合物流施策大綱では物流を魅力ある産業に変えていくため今後5つの施策に取り組むとしている。①サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化、②

物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換、③持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善、④物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進、⑤厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化の5つ。

トラック適正化二法は運転者の処遇改善や業界の向上のため議員立法により成立した。「貨物自動車運送事業法」の一部を改正し、①許可の更新制度を導入、

②「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限、③委託次数の制限、④違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りを目的としている。この改正を担保するため「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」で必要な措置等を3年以内を目途として講じるとしている。違法な白トラについては罰則規定もある。情報があれば提供してほしい。トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会も毎月開催しているので利用してほしい。

取適法の御案内

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



オンライン説明会

トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会（無料、毎月実施）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000132.html



防災気象情報リーフレット

日：令和8年6月19日(金)

場所：桜井市役所



▲危機管理課の皆様

市役所の窓口や会議等で配布されます。

高速道路での交通事故防止啓発活動

啓発用クリアファイル作成

～追突事故～

奈良県高速道路交通安全協議会は、令和8年6月、クリアファイル「追突事故に注意しよう!!」（監修 帝塚山大学 蓮花一己名誉教授）を作成、発生件数が最も多い「追突事故」をどう防ぐか?について、典型的な事故パターンとしては、「渋滞の最後尾への追突」が挙げられる等、現場からの注意事項を明示しました。



▲赤井隊長（右）、吉川副隊長（左）

奈良県警察本部交通部高速道路交通警察隊（赤井新一隊長）の吉川典哲 副隊長は、「高速道路では、追突事故が多く発生していることから、事故防止のため、車間距離（時間）を空け、先が見えにくいカーブでは、停止車両等があっても止まれる速度で走行し、事前に渋滞情報等を収集していただきたい。」と話をされました。

奈良マラソン実行委員会 来訪

日：令和8年6月5日(金)

場所：奈良県トラック会館

奈良マラソン実行委員会 鷹田やゆり事務局長が来訪、「12月13日（日）に奈良マラソン2026が、ロートフィールド奈良（奈良市鴻ノ池陸上競技場）にて開催されます。コース沿道の皆様や関係団体の皆様には、ご不便をおかけしますが、引く続きご協力をお願いします。」と話がありました。



▲鷹田事務局長（右）



nara marathon 2026

12.13

12月13日(日) パナソニックアリーナ 奈良県立総合体育館
 12月14日(月) 第二会場 マラソンコース

走る君を、支える神になる。

ボランティア募集

募集期間 6月10日◎
～8月21日◎

事前説明会 11月7日◎ 奈良市役所内
11月14日◎ 天理市文化センター

参加必須



「山の神様」とされる
「熊王権立尊」
奈良国立博物館蔵



「神様の使い」とされる
奈良公園の鹿

「シカもいる、サカもある
そして、あなたの「力」が、
必要だ」も

ボランティアの主な活動



ランナー受付
ランナー受付を行い、配布物をお渡しします。



施設誘導・手荷物管理
ランナーを施設に誘導し、手荷物の管理を行います。



給水
ランナーに水やスポーツドリンク、エイドを提供します。



安全確保
「安全確保ボランティアを後援中」
コースの安全確保や、観客の誘導を行います。

申込から大会当日までのスケジュール

先着順

6月10日◎

申込受付開始

先着順ですので、お申込みはお早めにお願ひします！

10月中旬

事前説明会案内送付

活動内容、事前説明会詳細を代表者にご連絡いたします。

参加必須

11月7日◎・14日◎

事前説明会実施

7日◎……奈良市役所内
14日◎……天理市文化センター

12月10日◎・12日◎・13日◎

ボランティア活動日

10日◎……ランナー総数約1万人
12日◎……ミニ奈良マラソン
13日◎……マラソン・世界選手10K

応募方法

お問ひ合わせ

参加申込送付先

大会ホームページ

郵送申込

インターネット申込

奈良マラソンボランティアセンター TEL.0742-23-8639

Eメール / volunteer@nara-marathon.jp 受付時間 / 平日9:00～17:00

〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎1階

https://www.nara-marathon.jp

大会ホームページからプリントアウトしたお申込書に必要事項をご記入の上、奈良マラソンボランティアセンターに郵送してください。

大会ホームページのボランティア登録メニューから、お申込フォームを開き、必要事項をご入力の上、お申し込みください。

詳しくはHPから



■主催 奈良マラソン実行委員会 ■共催 奈良県、奈良市、天理市、奈良市観光局 ■主幹 (一財)奈良国際競技協会

■後援 奈良県教育委員会、(公財)奈良県スポーツ協会、奈良市スポーツ推進委員会、奈良市スポーツ振興委員会 ■支援 奈良市観光局、奈良県文化観光局、日本学生体育振興会

■特別協賛 奈良県オートスポーツ、第一生命保険株式会社、日本建設株式会社 ■協賛 近畿日本鉄道株式会社、株式会社日本中興 他




検索

奈良働き方改革推進支援センター来訪

奈良働き方改革推進支援センターの細川芳香センター長と松岡憲司働き方改革推進支援アドバイザーが来訪、「働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社会保険労務士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。相談無料、秘密厳守です。」と案内がありました。

奈良働き方改革推進支援センター

住 所：奈良市西木辻町343番地

奈良県社会保険労務士会館

電話番号：0120-414-811



貨物集配中の車両に対する駐車許可に感謝の声

物流の停滞が懸念された「2024年問題」を背景として、令和7年7月1日から、警察署長による駐車許可制度が改正されて、1年が経過しました。

令和8年6月9日、全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）奈良県連合会は、奈良県警察本部交通部を訪問し、「駐車許可制度を運用させていただき、トラックドライバーの現場の負担が軽減され、安心して業務に取り組める環境になりました。ありがとうございます。」と感謝の声を届けました。

この日は、山村和久交通部長、中谷貴志交通規制課長が対応していただきました。



▲右から2人目が山村交通部長、中央が浦久保執行委員長、藤野書記長（左から2人目）、中谷交通規制課長（左端）

奈良県トラック協会 奈良支部通常総会

日時：令和8年5月30日(土) 午後5時30分～
場所：奈良万葉若草の宿 三笠（奈良市川上町）

奈良県トラック協会奈良支部（塚本哲夫支部長）は、令和8年度通常総会を開催しました。塚本支部長は、「中東情勢による燃料価格高騰、供給制限等、トラック業界への影響は大きいが、令和8年度も輸送の安全を最優先課題として取り組んでいく。特に、飲酒運転の根絶にご協力を頂きたい。」と挨拶しました。議事については、全て承認されました。



▲役員会



▲総会

近畿総合通信局からのお知らせ

そのワイヤレス機器、電波トラブル
起こしてるかも！？

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境の保護に取り組んでいます。

インターネットで誰もが手軽に購入できるBluetoothやWi-Fi機器・・・巷ではさまざまな無線機器があふれていますが、中には外国規格の無線機器など日本の電波法に適合しないものも流通しています。これらを国内で使用すると電波法違反となり、処罰の対象となります。技適マークは安心マーク。無線機器を購入、使用する時には、技適マークの確認を！

<電波の3つのルール>

1. 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を
2. 外国規格の無線機器にはご注意ください
3. 電波の利用には、原則、免許が必要です

ネットで購入する前に技適マーク(㊤)を必ずチェック!

そのワイヤレス機器、電波トラブル起こしてるかも!?

ワイヤレスヘッドホン、スマートウォッチ、ドローンやトランシーバーは電波を使う機器です。

不法無線局の使用は、日本の安全を守る重要な無線に支障をきたすおそれがあり、違法です。罰則の適用対象となります。

CMアニメ動画公開中!
CV:小清水亜美 CV:梅原裕一郎

総務省 近畿総合通信局
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>

詳しくは 総務省 電波利用 検索

市内の携帯電波の利用マナーにご協力ください。

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

拘禁刑・失業・生活崩壊!!

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の拘禁刑
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
※免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の拘禁刑
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき 0.25mg以上	25点	免許取消し (欠格期間2年)
呼気1リットルにつき 0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止 (90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転致死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
 - 死亡事故 → 1年以上20年以下の拘禁刑
 - 負傷事故 → 15年以下の拘禁刑

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
 - 死亡事故 → 15年以下の拘禁刑
 - 負傷事故 → 12年以下の拘禁刑

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の拘禁刑となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
 - 7年以下の拘禁刑
又は100万円以下の罰金

社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

- 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

就業規則

(目的)
第1条 この就業規則は、〇〇運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

中略

(解雇)
第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。
1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。
(以下、略)

- 懲罰委員会等で審議した上で処分を決定するケース

交通事故処理規程

(目的)
第1条 この規程は、〇〇物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

中略

(悪質違反に対する措置)
第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。

●懲戒処分の規定制定上の留意点

- ・労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- ・懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

軽油価格調査集計表(2026年4月)

令和8年5月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2026年4月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	129.64	129.43	132.00

2026年4月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	128.33	124.85	130.00
出光昭和シェル	144.50	135.58	124.25
キグナス			
コスモ	128.75	128.83	142.45
その他	126.40	128.38	132.28

2026年4月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	131.35	132.71	133.09
30～50キロリットル未満		122.98	123.80
50～100キロリットル未満	126.12	128.87	
100キロリットル以上	122.10	122.18	

2026年4月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	111.55	130.38	132.83
30～60日未満	130.50	129.34	131.82
60日以上	146.00	126.00	

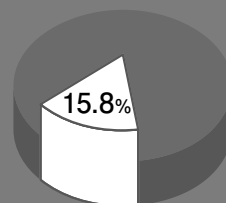
軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年12月	116.98	107.27	114.33
2026年1月	116.68	102.22	111.15
2026年2月	120.55	104.61	113.74
2026年3月	130.52	132.06	129.99
2026年4月	129.64	129.43	132.00

※消費税抜きの価格となります。

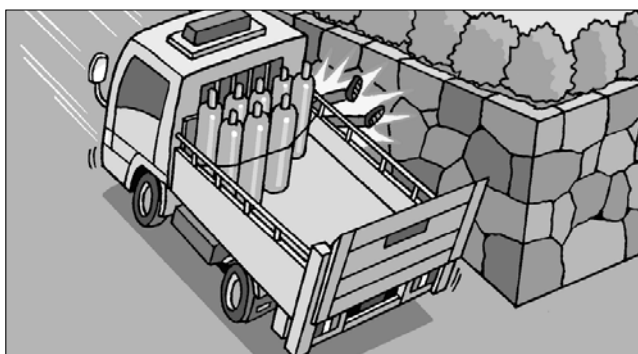
重大な労働災害を防ぐためには

4 トラックの
無人暴走による
死亡災害

トラックが無人暴走に至った原因を分析すると、トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で降車したことが大半でした。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例もありました。

事例

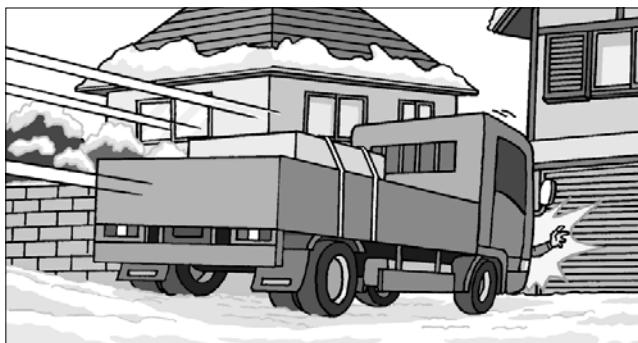
1

坂道で動き出した無人トラックを
止めようとして轢かれる（死亡災害）

被災者（ドライバー）は、傾斜のある道路（7～9度）に駐車させていた無人のトラックが後ろに動き出したため、止めようとして運転席に乗り込もうとしましたが、振り落とされた結果、トラックと石垣との間に挟まれました。なお、トラックを駐車させた際、エンジンは停止されていましたが、トラックのパーキングブレーキは緩く、ギアロックがされていなかったために、適切にブレーキが利いていない状態でした。

事例

2

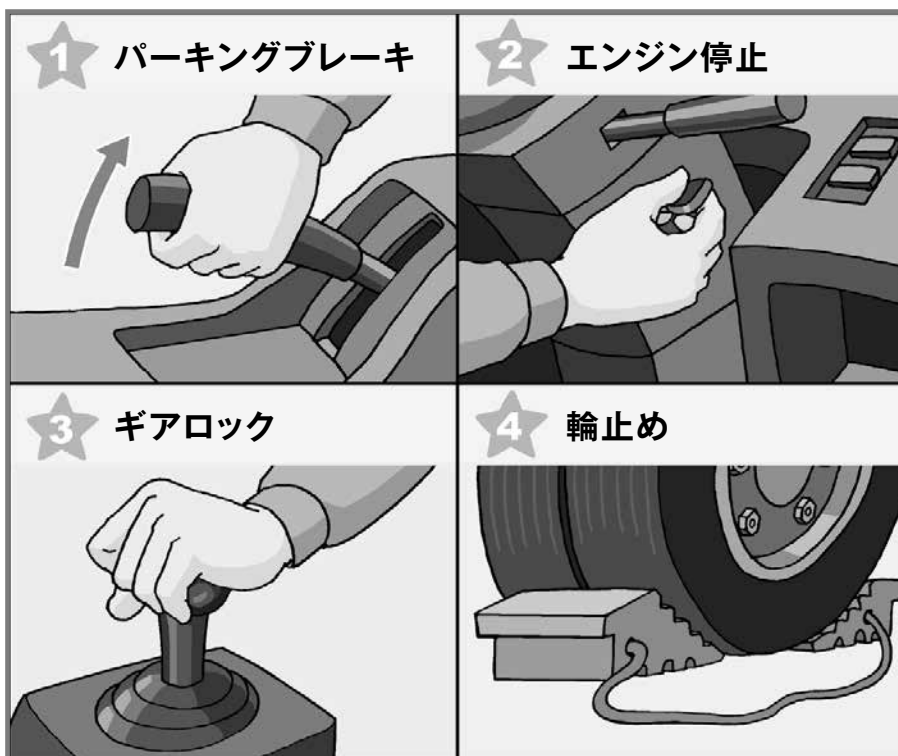
積雪路面で無人トラックが動き出し
住宅ガレージの支柱に挟まれる（死亡災害）

積雪し、傾斜のある道路（約10度）に停車させていた無人のトラックが前方に動き出したため、トラックの前にいた被災者（ドライバー）がトラックに押しやられ、住宅ガレージの支柱との間に挟まれました。なお、駐車時にはパーキングブレーキが適切に使用されていたほか、エンジンが停止され、ギアロックもされており、タイヤにはチェーンも装着されていました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

降車時には必ず逸走防止措置（「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット）を実施しましょう



ひとこと アドバイス

逸走した事例の多くは、適切な逸走防止措置が取られていなかったことで発生しています。ドライバーが降車する場合は平坦な場所にトラックを駐車させるようにするとともに、逸走防止措置の4点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。なお、寒冷地での待機中にエンジンをかけたままで車から離れた際に被災した事例もありましたので、十分に注意が必要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

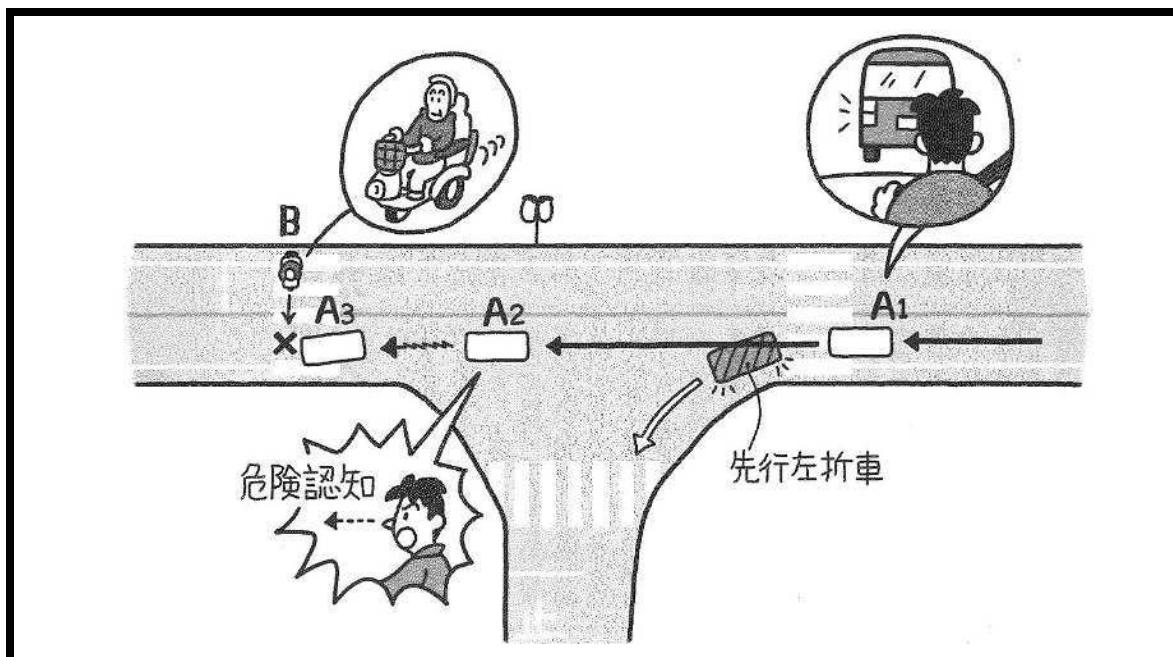
- ▶ トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めましょう
- ▶ 停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近付くことは厳禁とし、周囲への警告を發しましょう
- ▶ 降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では原則として、停車させないようにしましょう



事業用自動車事故事例 No.131

(一般貨物) 普通貨物車が横断歩道横断中の電動車いすと衝突事故

■ 事故の概況



事故類型：横断歩道横断中

発生日時：週末 午後3時頃

当事者A：普通貨物車 20歳代 男性

当事者B：電動車いす 80歳代 女性

■ 事故の概要

Aは片側1車線道路を時速約30kmで走行していました。信号機のないT字路交差点に差し掛かり、先行車がT字路を左折するために減速したことに気をとられ、先行車が左折後、先行車の陰になっていたBに気づくのが遅れてしまい、衝突してしまいました。

一方Bは横断歩道横断中、左方からのA車に気づきましたが回避することはできませんでした。

■ 事故から学ぶ

この事故の原因は、Aの交差点通過時の安全不確認です。AはT字路交差点の横断歩道手前で十分に減速し、安全を確認した後、通過しなければなりません。また電動車いすの特徴として、横断歩道を横断中に信号が変わりかける場合でも、急にスピードを上げることができないので、電動車いすの人が横断中の場合は確実に横断歩道を渡り終えるまで、しっかりと確認しましょう。

K I T 事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

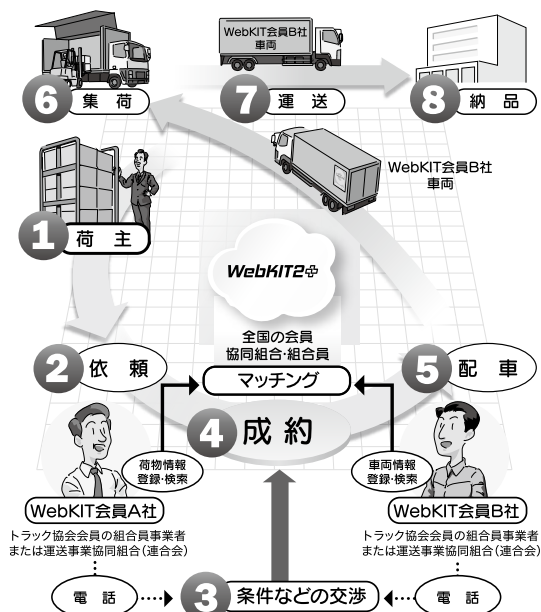
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を利用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	-2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから
動画をご覧ください。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■ 軽油販売	■ 尿素販売 (令和8年5月現在)
エネクスフリート(株) (株) ENEOSウイング	日本炭灰(株) 79円/L 三井物産プラスチック(株) 85.5円/L
※消費税別 ※支払サイト50日	

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

トラックドライバー競技会出場選手募集について

トラックドライバー競技会出場選手を募集いたします。

出場を希望される方は、別紙申込書に必要事項を記入の上、協会へお申し込みください。

出場申込者については、下記の通り、学科試験による選考を行います。

記

1. 日 時
令和8年8月6日(木) 13時30分～ (学科試験)
15時00分～ (全国大会出場選手説明会)
2. 場 所
奈良県トラック会館 2階
(大和郡山市額田部北町981-6)
3. 部 門
4トン部門、11トン部門、トレーラ部門、女性部門
(出場選手の年齢、性別は問わない。(女性部門を除く))
4. 応募資格
 - (1) 当協会会員事業所に勤務する従業員で勤務成績が優秀であり、申込日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ、過去1年間無事故、無違反であること。
 - (2) 過去に全国トラックドライバー競技会の各部門で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞受賞者及び既に各部門を通じて2回出場している者は申し込むことはできない。
 - (3) 重複して他部門に出場することはできない。
 - (4) 女性部門を除き、同一事業者からの出場は1名とする。
 - (5) 無資格者並びに当協会へ申込を行った日から全国大会の競技当日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者の出場は取り消すものとする。
5. 提出書類
 - (1) トラックドライバー競技会 出場申込書(運転免許証写し貼付)
 - (2) 自動車安全運転センターで1ヶ月以内に発行した、過去3年間以上の運転記録証明書
6. 申込書郵送先
〒639-1037
大和郡山市額田部北町981-6
公益社団法人奈良県トラック協会 担当:岸本

※申込締切は、7月24日(金)必着とさせていただきます。

全国大会実施要綱については、協会HP(<https://narata.or.jp/>)をご覧ください。

トラックドライバー競技会 出場申込書

申込年月日 令和8年 月 日

(公社)奈良県トラック協会 会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

印

担当者名

電話番号

()

標記競技会の出場を希望します。(注1)

出場部門 (注2)	4トン部門	11トン部門
	トレーラ部門	女性部門 ()
氏名	(ふりがな) -----	
生年月日・性別	昭和・平成 年 月 日生 歳	男・女
運転歴	営業用トラック運転歴(通算)	年
【 運 転 免 許 証 貼 付 欄 】 運転免許証の写しを貼り付けてください。 ※カラー、白黒のいずれでも可。		

(注1) 全出場選手には、学科試験による選考を行います。

(注2) 出場部門を○で選択してください。

女性部門は () 内に車両クラス(最大積載量2トン車(ロングボディ)、最大積載量4トン車、最大積載量11トン車、トラクタ・トレーラ)を記入して下さい。

(注3) トレーラは、3軸の車両を使用。

(注4) 全車両ともマニュアル(MT)車を使用。

トラックの構造上の特性

2 車長と運転

1 内輪差が大きくなる

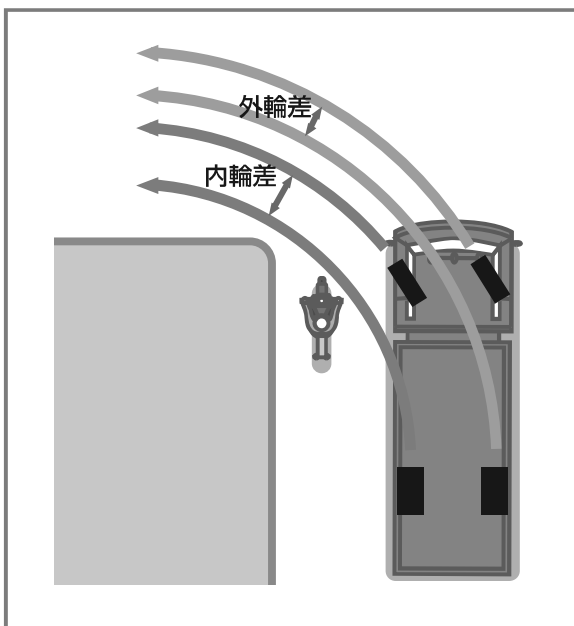
◆左折時の巻き込みに注意

車長の長いトラックは、乗用車よりもホイールベースが長いのが特徴で、内輪差が大きくなります（図24）。

そのため、左折時などに左側方のバイクや自転車、歩行者などを巻き込む事故が発生しやすくなります。また、構内から車道に左折して出るときなどは、塀や門などの建造物に接触し破損してしまうことがあります。

左折していくときは、内輪差をしっかりと頭に入れて、左側方をよく確認する必要があります。

図24 内輪差

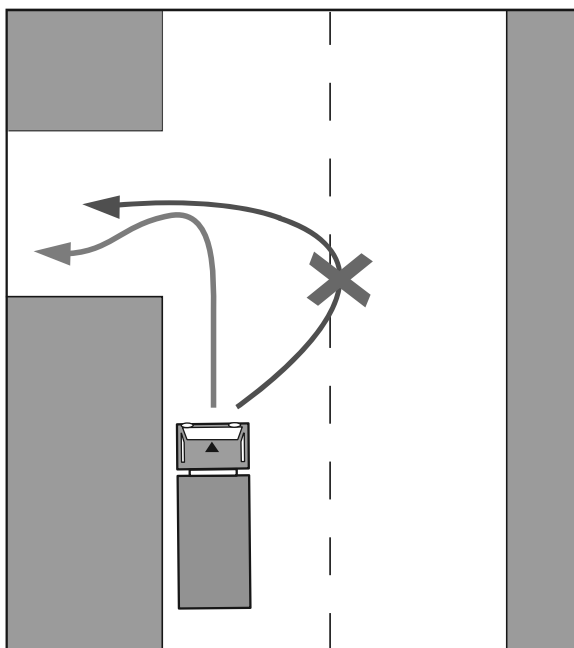


◆左折時のふくらみに注意

左折するときは、あらかじめ道路の左端に寄って、左折しなければなりません。内輪差の大きいトラックは、いったん右側に振ってから左折することがあります（図25）。

これは違反行為であるとともに、内側に入り込んでくるバイクや自転車などを巻き込む危険や、片側1車線の場合は対向車、片側2車線以上の場合は右側車線の後続車と接触する危険がありますから、このような左折をしてはなりません。

図25 左折時のふくらみ



トラック協会・陸災防奈良県支部

7月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	水		令和8年度Gマーク申請受付(～14日)	
4	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
11	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
12	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
18	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
19	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
23	木	13:30～	健康管理セミナー	奈良県トラック会館
29	水	14:00～	ダンブ部会 第25回通常総会及び第22回無事故・無違反チャレンジ運動表彰式	奈良県トラック会館

8月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
17	月	13:30～	指導・監督者育成講習会	奈良県トラック会館
25	火	10:00～	令和8年度自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式	奈良運輸支局 2階会議室
27	木	13:30～	働き方改革セミナー	奈良県トラック会館



適正化事業・巡回指導報告書(令和8年5月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和8年5月実施状況		令和8年度月別実施件数							
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	実施件数合計	
		4月	18件	8月	件	12月	件		
20件	18件	5月	18件	9月	件	1月	件	36件	
		6月	件	10月	件	2月	件		
		7月	件	11月	件	3月	件		
令和8年5月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
Ⅰ. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					18	0	0.0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					18	0	0.0%
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。					18	1	5.6%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					18	0	0.0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					18	0	0.0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					14	0	0.0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					18	0	0.0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					18	0	0.0%
Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					2	0	0.0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					0	0	0.0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					18	0	0.0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					18	0	0.0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					14	7	50.0%
Ⅲ. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					18	0	0.0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					6	0	0.0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					5	0	0.0%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					18	0	0.0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					18	1	5.6%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆					5	0	0.0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					18	5	27.8%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					18	0	0.0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆					5	0	0.0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					0	0	0.0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					18	5	27.8%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					10	5	50.0%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					10	5	50.0%
Ⅳ. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					5	0	0.0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					6	0	0.0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					6	0	0.0%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					18	2	11.1%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					18	9	50.0%
Ⅴ. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					4	0	0.0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					12	2	16.7%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					18	0	0.0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					18	9	50.0%
Ⅵ. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					14	2	14.3%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					13	0	0.0%
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					18	1	5.6%
指導件数合計							491	54	9.6%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	5件	1件	10件	1件	件	件	17件
新規参入	件	件	1件	件	件	件	件
新規(他)	1件	件	件	件	件	件	1件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	6件	1件	10件	1件	件	件	18件

令和8年度 近代化基金融資推薦申込み公募要綱

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会
会長 塚本 哲夫
(公印省略)

令和8年度(上期)近代化基金融資推薦申込みの公募について

車両等購入や物流施設の整備等が融資推薦の対象となります。

1. 奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱(奈ト協)

融資限度	1会員3千万円	
公募期間	令和8年6月10日(水)から令和8年9月30日(水)まで	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
利子補給率	一般融資	1.0%
	環境対応車・省エネ関連機器導入	1.0%
	ポスト新長期等規制適合車導入	1.0%

2. 中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込み公募要綱(全ト協) (注)奈良県近代化基金融資推薦の限度額とは別枠です。

融資限度	1会員2千万円	
公募期間	令和8年7月1日(水)から令和8年9月30日(水)まで (但し、公募枠の40億円に達し次第申込受付締切)	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
融資推薦対象	ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金	
	自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金	
利子補給率	1.0%	

3. 中央近代化基金「補完融資」推薦申込み公募要綱(全ト協)

融資限度	事業規模が1億円以上の大規模プロジェクトで、令和8年度以降の投資額の30%以内で未払い金額の範囲内。但し、上限金額は5億円とし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円	
公募期間	令和8年6月10日(水)から令和8年11月27日(金)まで (但し、公募枠の30億円に達し次第申込受付締切)	
融資利率	融資日の長期プライムレート	
融資推薦対象	トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金	
	人材確保及び生産性向上のための設備資金(車両購入及び改造は除く)	
利子補給率	1.0% (但し、令和8年9月まで)	

(本件担当 山村)

近畿交通共済からのお知らせ

近畿交通共済協同組合

事故防止課からのお知らせ

あなたはすべて◎になりますか???



プロドライバーとしての接遇マナー

トラックドライバーは荷主から荷物を受け取り、届け先に搬送するなど、荷主や届け先のお客様と直に関わる輸送サービスの第一線、つまり、物流業界を代表する「顔」とも言えます。

所属会社はもちろん、物流業界全体の信頼・信用・安心のために自らの接遇マナーを見直してみましょう！

接遇マナー	セルフチェックポイント	
①服 装	●衣服に汚れやシワがないか。 ●上着、シャツの着こなし、ボタンかけなどに不備がないか。	●帽子はきちんとかぶっているか。 ●タオルを首に巻いたり、サングラスをかけたままにしていないか。
②態 度	●笑顔や明るい態度で接しているか。 ●動作はキビキビしているか。	●あいさつは必ずしているか。 ●立場をわきまえ、節度を守っているか。
③言葉づかい	●誠意をもって話しているか。 ●はっきりした口調で、明るく話しているか。	●相手の顔を見て話しているか。 ●わかりやすく、ゆっくり話しているか。

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています
お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0742-90-0510

近畿共済安全通信 7月号

春が過ぎ、あっという間に7月に。例年7・8月は交通事故が発生しやすい時期となります。そのように言われる背景や対策をお伝えします！

● レジャーや帰省による長距離移動の増加
移動量が増えることで事故リスクが高まる

● イベントや外出の機会の増加
疲労の蓄積が、判断力を低下させる

● 暑さによる集中力の低下
運転者の身体的・精神的な負荷が増す



こんな対策を！

● 車内を涼しくして水分をしっかりとる

定期的に車内の空気を入れ替え、喉が渇く前に水分補給を！

● 疲れを感じたら適度に休憩を取る

トラックから降りて、トラック一周をぐるりと点検がてら確認することも気分転換になるかも。余裕があれば、自宅で軽い運動もおすすめ。

● 前方の渋滞に気付いたら早めにハザードランプを点灯

早めに知らせて、追突事故対策にも！



いつも事故防止にご協力、ありがとうございます★
いつもの交差点、慣れた構内でも「よく見る！」を徹底。

奈良県警察本部からのお知らせ



奈良県警察本部から



1 県内の交通事故発生状況

6月15日 現在

区 分	令和8年	前年同期	増減数	備 考
総件数	18,098 件	17,735 件	363 件	1日あたり約 108 件
人身事故件数	1,202 件	1,142 件	60 件	1日あたり約 7 件
死者数	11 人	11 人	0 人	約15日に 1 人
負傷者数	1,427 人	1,380 人	47 人	1日あたり約 9 人
物件事故件数	16,896 件	16,593 件	303 件	1日あたり約 101 件

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。



2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

6月15日現在

区 分	令和8年	前年同期	増減数
総件数	960 件	928 件	32 件
人身事故件数	62 件	46 件	16 件
死者数	1 人	2 人	-1 人
負傷者数	76 人	59 人	17 人
物件事故件数	898 件	882 件	16 件

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。



3 過労・居眠り運転に注意

○車内の熱中症対策に取り組もう

窓からの直射日光により、短時間でも車内の温度が上がります。
車内温度が上がった状態で運転を続けると熱中症になる危険があります。
こまめな水分補給やエアコンを活用して熱中症を防ぎましょう。



○睡眠時間を確保しよう

安全運転に良質な睡眠は欠かせません。
規則正しい生活や、睡眠環境を整えて、寝苦しい夏を乗り切りましょう。

○覚低走行に注意しましょう

覚低走行とは、走行中、視点の変化が少なくなることで、眠気を感じていなくても居眠り運転と同程度まで注意力や集中力が低下する状態のことをいいます。
特に高速道路等の単調な道路では視線の動きが少なくなり、覚低走行に陥りやすいです。
意識的に視線を動かすようにしましょう。

令和8年度夏の交通事故防止運動の推進について(抜粋)

第1 最近の交通事故情勢

令和8年1月から5月末における交通事故の発生状況については、人身事故件数1,098件（前年同期比+36件）、死者数11人（前年同期比+2人）、負傷者数1,305人（前年同期比+20人）で、全て増加しています。

死者数11人のうち5人が歩行者と死者数全体の約45%を占めており、歩行者の保護は大きな課題となっています。

時間帯別の交通事故発生件数では8時台の105件が最も多く、次に17時台の97件と、朝夕の時間帯に事故が多数発生しています。

また、飲酒運転関連の交通事故の発生件数（自転車乗車中も含む）は14件（前年同期比-7件）、死者数0人（前年同期-2人）、負傷者数15人（前年同期比-8人）と減少しています。

第2 運動期間

令和8年7月20日（月）から7月31日（金）

第3 スローガン

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

第4 運動の重点

- こども、高齢者の交通事故防止
（特に、横断歩行者の安全確保）
- 自転車の交通ルール等の周知
- 飲酒運転の根絶、迷惑運転の防止
- 自動二輪車、一般原動機付自転車の事故防止
- 朝・夕の交通事故の防止

第5 推進要領

運動の推進に当たっては、地域の交通事故情勢とともに運動の趣旨、重点についてあらゆる広報媒体を活用して広く住民に周知し、住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、地域の交通事故実態及び住民や交通事故被害者等のニーズを踏まえた実施に努めてください。

陸災防からのお知らせ

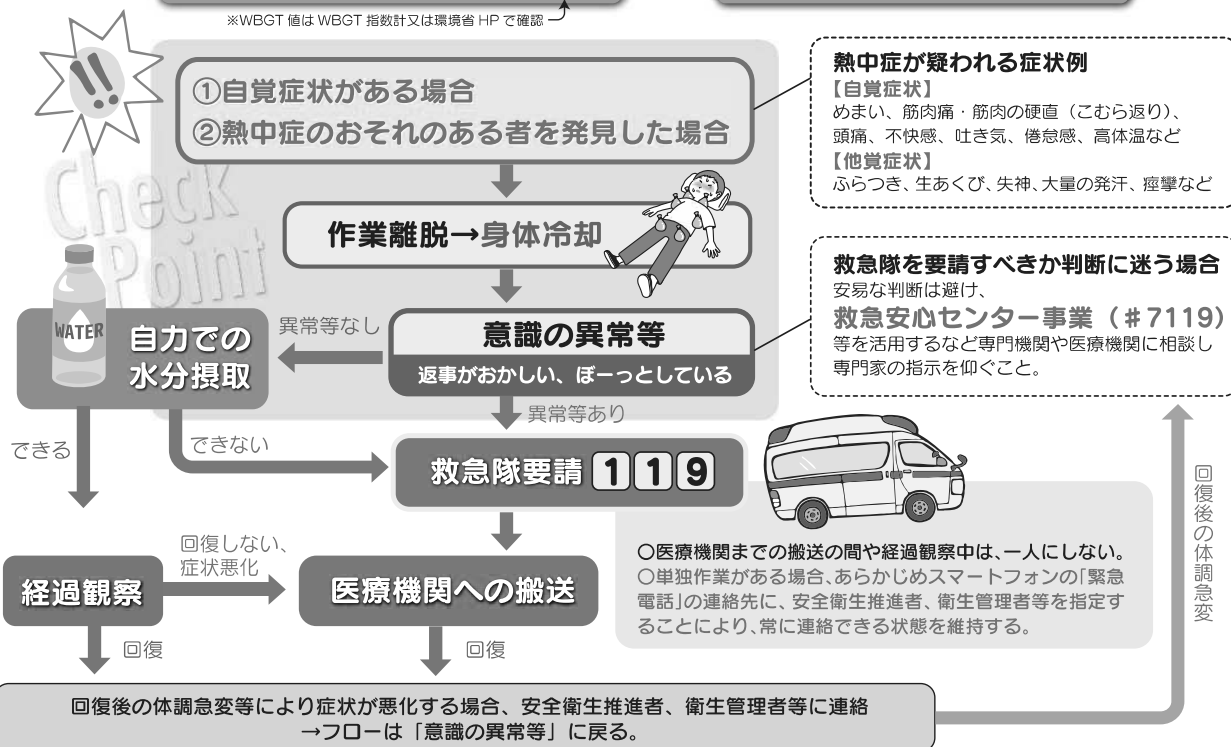
STOP
熱中症熱中症対策は
事業者の義務です!熱中症は正しく対応すれば重篤化を防げます。
熱中症について正しい知識を身につけ、適切に
対処しましょう。

陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数)28度以上
または、気温31度以上の環境下

※WBGT 値は WBGT 指数計又は環境省 HP で確認

連続1時間以上または、1日4時間
を超えて実施が見込まれる作業

※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

公益社団法人
全日本トラック協会



公益社団法人奈良県トラック協会 第53回定時総会 来賓

近畿運輸局	自動車交通部長 奈良運輸支局長 自動車交通部貨物課長 奈良運輸支局 首席運輸企画専門官	西野 光 様 辻本 幸治 様 木下 孝弘 様 柏原 博人 様
奈良県	産業部次長 産業部経営支援課長	野田 康彦 様 森田 英樹 様
奈良県警察	交通部長	山村 和久 様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部 第64回通常総会 来賓

奈良労働局	労働基準部長	米村 祐規 様
-------	--------	---------

トラック奈良 2026 年 7 月 第 387 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6

TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

編集発行人 塚本哲夫

編集委員長 奥田幸一

飲酒運転の根絶

18ページ 飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

